

充実した県民サービス・ゆきとどいた教育のため、 県職員・教職員が安心して職務に専念できる賃金・労働条件を！

埼玉県人事委員会（以下、人事委員会）は、10月19日、2017年「職員の給与等に関する報告、勧告及び意見」（以下、「勧告」）を行いました。

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議（地公労）は、9月1日、人事委員会に「2017年度人事委員会勧告に関する重点要求書」を提出し、14日には事務局長交渉、28日には委員長交渉を行い、県職員・教職員の願いに応える「勧告」を求めました。10月4日の直接要請（署名提出）行動では、参加者が署名提出とともに職場の実態を訴えました。人事委員会に提出した「抜本的な生活改善につながる勧告を求めめる要求署名」は、1万700筆に及びました。しかし、「勧告」は、こうしたとりくみや署名に込められた多くの職場の声を背向けるものとなりました。

地公労は、10月25日、県当局に「2017年度賃金等の確定に関する重点要求書」を提出するとともに、現在、「生活改善と働く意欲の向上につながる賃金・労働条件の抜本的改善を求めめる要求署名」にとりくんでいます。そして、本日、第1回地公労団体交渉が行われます。

■ベテラン層は来年4月、賃下げ必至！ 県当局は「勧告」を大きく上回る賃金改善を！

人事委員会は、公民較差「949円、0.24%」を解消するための給与の引上げを4年連続で勧告しましたが、生活改善できる水準には遠く及ばず、「景気回復などのための賃上げ」という社会的要請にも背を向けるものです。消費者物価の上昇から見れば、実質賃金はマイナスです。さらに、「給与制度の総合的な見直し」の経過措置が今年度で終了することから、来年4月、ベテラン層については賃下げとなります。今回の引上げ改定を実質的なものにするには「勧告」を大きく上回る賃金改善が必要です。

■労働実態に相応しい再任用職員の賃金を！ 生活と働く権利を保障する定年延長を！

「勧告」は、「労働実態に相応しい賃金」という再任用職員の要求には全く応えていません。定年延長については、「国の動向等を注視して行く必要がある」に留まっ

ています。年金支給開始年齢の段階的引上げによって「無年金」期間が拡大しています。「雇用と年金の確実な接続」は、一刻の猶予も許されない課題です。定年前と仕事も責任も何も変わらないのに賃金だけが5割・6割という、「同一労働同一賃金」の原則を大きく逸脱した劣悪な状態が放置されています。再任用職員の賃金水準、労働条件を労働実態に相応しいものに直ちに改善することが急務です。同時に、生活と働く権利を保障する定年延長制度が求められています。

■人員増で抜本的「多忙化」解消を！

「勧告」は、「働き方改革の推進」、「働きやすい職場づくり」の項目を設けていますが、「喫緊の課題」とされる長時間過密労働・多忙化を抜本的に解消するという立場を放棄した全くの処方箋違いです。必要なことは、職員一人一人が担う仕事の絶対量を減らすことであり、大幅な定数増及びそれに基づく人員増こそが求められています。とりわけ、異常な実態にある学校現場の「多忙化」解消を教職員の意識改革や業務改善に求めることは、その責任のすべてを学校現場や教職員に押し付けるものです。問題の本質から目を背ける人事委員会の姿勢は、断じて許すことはできません。

■公務職場を支える臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善が不可欠！

臨時・非常勤職員の処遇改善について「勧告」は全く触れていません。今年5月改正の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の運用については、「平成32年度の法律の施行に向けて、本県においても改正の趣旨を踏まえ、制度の適切な運用を確保するための検討が必要」としています。制度改定に当たっては、公務職場を支える臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善が不可欠です。

■400万円超の退職手当の大幅削減から5年、さらなる削減の「逆提案」を許してはならない！

政府の要請で民間の退職給付について調査した人事院は、「公務が民間を78万1千円（3.08%）上回っている。官民均衡

の観点から比較結果に基づき公務の退職給付水準を見直すことが適切」とした見解を公表しました。政府は、6月、この見解に基づく法改正の方針を固めました。2012年度の400万円超の削減からわずか5年、労働条件の道理なき一方的な切下げは、決して許されるものではありません。「退職手当は『給与』ではなく、『報償』であるから『勧告』の対象ではない」として人事委員会は、これまで同様、退職手当には言及していませんが、退職手当削減の動きがなくなったということでは決してありません。県当局は、現在、国の動きを注視しています。

充実した県民サービスとゆきとどいた教育をすすめるには、県職員・教職員が健康や生活に不安を抱くことなく、安心して職務に専念できる賃金・労働条件の保障が不可欠です。また、公務労働者の動向は、民間労働者に関連すると同時に地域経済にも多大な影響を及ぼします。県当局は、誠意をもって私たちの要求に応えるべきです。地公労は、県職員・教職員の労働実態・生活実態に基づき、賃金・労働条件の改善に向けて全力でとりくみます。

給与にかかわる「勧告」概要

2017年度

■月例給の改定

- ◇公民較差…職員が民間を平均[949円、0.24%]下回る
- ◇給料表…初任給（1000円）及び若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めて引き上げる（400円）再任用職員もこの取扱いに準じて改定
- ◇地域手当…9.7%→9.8%

■一時金（ボーナス）の改定

- ◇民間との比較…民間は4.40月、職員は4.30月
- ◇年間支給月数…4.30月→4.40月（勤勉手当0.1月分引上げ）

2018年度

■「給与制度の総合的な見直し」

- ◇2018年4月からの地域手当…条例の規定にあるとおり10%

【私たちの重点要求】

- 生活改善につながる大幅賃上げを行うこと。
- 人員増で長時間過密労働を解消すること。
- 退職手当の削減は行わないこと。
- 「給与制度の総合的な見直し」は中止すること。
- 初任給・地域手当を大幅に引き上げること。
- 給料表の号給のばしを行うこと。
- 再任用者の給料等は、定年退職前と同様とすること。
- 休暇制度等を改善すること。



第1回賃金確定交渉

本日 11月7日（火）
9:30～
場所 職員会館4階音楽室